AA_{23}	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの　0.126
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.126

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅰの符号AB_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、「当該額」を「額」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AC_{18}中「0.040」を「0.039」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AC_{20}ア中「0.006」を「0.023」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AC_{20}イ中「0.006」を「0.030」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AC_{22}の次に次のように加える。

AC_{23}	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの　0.005
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅰの符号AD_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、「当該額」を「額」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AE_{18}中「0.050」を「0.049」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AE_{20}ア中「0.008」を「0.029」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AE_{20}イ中「0.008」を「0.037」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AE_{22}の次に次のように加える。

AE_{23}	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの　0.006
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.005

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱ中「$\sum_{n=14}^{22}$」を「$\sum_{n=14}^{23}$」に、「$\sum_{n=17}^{22}(F_n \times G_n)$」を「$\sum_{n=21}^{22}$」に、「$\sum_{n=9}^{22}$」を「$\sum_{n=9}^{23}$」に、「$\sum_{n=16}^{22}$」を「$\sum_{n=16}^{23}$」に、「2,230円」を「2,280円」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号B_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号人口の算式Ⅱの符号中「$C_{11}=0.045$」を「$C_{11}=0.044$」に、「$C_{13}=0.043$」を「$C_{13}=0.042$」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号D_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、「当該額」を「額」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号E_{17}中「0.016」を「0.015」に、「0.030」を「0.029」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号E_{18}中「0.030」を「0.029」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号E_{20}ア中「0.005」を「0.017」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号E_{20}イ中「0.005」を「0.022」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号E_{22}の次に次のように加える。

E_{23}	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの　0.003
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.003

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号F_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、「当該額」を「額」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号G_{18}中「0.050」を「0.049」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号G_{20}ア中「0.008」を「0.029」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号G_{20}イ中「0.008」を「0.037」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号G_{22}の次に次のように加える。

G_{23}	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの　0.006
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.005

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号H_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、「当該額」を「額」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号中「$I_{14}=0.041$」を「$I_{14}=0.040$」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{17}中「0.050」を「0.049」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{18}中「0.050」を「0.049」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{20}ア中「0.008」を「0.029」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{20}イ中「0.008」を「0.037」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{22}の次に次のように加える。

I_{23}	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの　0.008
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.007

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号J_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、「当該額」を「額」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号K_{22}の次に次のように加える。

K_{23}	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの　0.006
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.005

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号L_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、「当該額」を「額」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号M_{17}中「0.050」を「0.049」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号N_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号人口の算式Ⅱの符号中「$O_{15}=0.078$」を「$O_{15}=0.077$」に、「$O_{16}=0.081$」を「$O_{16}=0.080$」に、「$O_{17}=0.090$」を「$O_{17}=0.088$」に、「$O_{18}=0.089$」を「$O_{18}=0.088$」に、「$O_{19}=0.091$」を「$O_{19}=0.089$」に、「$O_{20}=0.014$」を「$O_{20}=0.067$」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号O_{22}の次に次のように加える。

O_{23}	0.010

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号P_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、「当該額」を「額」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号中「$Q_{15}=0.078$」を「$Q_{15}=0.077$」に、「$Q_{16}=0.081$」を「$Q_{16}=0.080$」に、「$Q_{17}=0.090$」を「$Q_{17}=0.088$」に、「$Q_{18}=0.089$」を「$Q_{18}=0.088$」に、「$Q_{19}=0.091$」を「$Q_{19}=0.089$」に、「$Q_{20}=0.014$」を「$Q_{20}=0.067$」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号V_n及びX_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号人口の算式Ⅱの符号中「$Y_{12}=0.024$」を「$Y_{12}=0.023$」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号Z_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号人口の算式Ⅱの符号中「$AA_{12}=0.024$」を「$AA_{12}=0.023$」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AB_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号人口の算式Ⅱの符号中「$AC_{12}=0.024$」を「$AC_{12}=0.023$」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AE_{22}に次のように加える。

AE_{23}	オ	静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.034
	カ	静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.078
	ア	山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014
	イ	岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.022
	ウ	三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.036

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号AE_{22}の次に次のように加える。